

# 半田シニア&レディース会 会則

## 第一章 総則

### 第1条（名称）

本会は、半田シニア&レディース会と称する。（以下略称を半田S&L会とする）

### 第2条（目的）

本会は月例の定例競技会（開催頻度は年度計画にて決定）を行うことにより、会員相互の親睦を図るとともに、半田ゴルフリンクスの発展に寄与することを目的とする。

### 第3条（事務局）

半田S&L会の事務局は、半田ゴルフリンクスに置く。

## 第二章 会員

### 第4条（資格）

半田S&L会の会員資格は次の通りとする。

S会員 ; シニア（60歳以上の男性）で半田ゴルフリンクスのハンディキャップ登録者

※ 60歳とはその年度（\*1）に満60歳に達する人とする

（\*1） 6月～翌年5月の1年間 第28条に規程

L会員 ; 女性で半田ゴルフリンクスハンディキャップ登録者

### 第5条（会費）

会員は以下の会費を納入しなければならない。

年会費 ; 5,000円

※ 但し、1月～5月間の新規入会者は2,500円とする。

## 第3章 入会及び退会

### 第6条（入会）

半田S&L会に入会を希望する者は、本会則に定める年会費を事務局に納入し、会員資格を取得する。

### 第7条（更新）

定められた期限までに更新手続きと年会費を納入し、会員資格を継続する。

### 第8条（資格の喪失）

1. 退会
2. 期限内に更新手続きをしなかったとき。
3. 半田ゴルフリンクスのハンディキャップ登録を喪失したとき。

## 第4章 役員

### 第9条（役員の種類及び選任）

1、半田S&L会には次の役員を置く。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 2名 （内1名は女性とする）
- ③ 幹事 若干名
- ④ 会計監査 2名
- ⑤ 顧問 若干名 （過去の会長経験者および半田ゴルフリンクス支配人とする）

2、役員の本定員は会長、副会長、顧問を除いて幹事以下は会員50名に1名程度とする。

3、役員は総会において、会員中から選任する。

## 第10条（役員の職務）

- 1、会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 2、副会長は男性1名女性1名とし、会長を補佐し会長に事故がある時、又は会長が不在となった時はその職務を代行する。
- 3、委員会の設置  
会長は、課題検討のため、委員会を設置することができる。
- 4、会計監査は、半田ゴルフリンクスのS L会事務局に委託した、本会の会計及び資産の状況を監査し、総会に報告する。

## 第11条（役員の任期）

- 1、会長： 幹事経験者とし、2年の任期を原則とし、再任を妨げない。
- 2、副会長、幹事： 2年の任期を原則とし、再任を妨げない。
- 3、顧問は会長経験者とし、2年の任期とする。

## 第12条（役員会）

役員会は会長の招集により、定期開催及び必要に応じて、随時開催するものとし、下記事項を付議する。

- 1、定期開催（5月最終週）
  - ①役員の選任
  - ②総会への付議事項
  - ③その他
- 2、随時開催（必要により開催）
  - ①競技会において生じた問題点の解決
  - ②半田ゴルフリンクスへの要望事項
  - ③会員のハンディキャップの査定

## 第5章 総会

### 第13条（総会の構成）

総会は、会員をもって構成する。

### 第14条（総会の機能）

総会はこの規約に定めるものの他、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

- 1、事業計画の決定
- 2、事業報告の承認
- 3、会計報告、予算審議
- 4、その他本会の運営に関する重要な事項

### 第15条（総会の開催）

総会は毎年度決算終了後の6月第一週とし、2日間にわたり開催する。  
総会は、書面によって行う。対面での総会が必要な場合は、日を改めて総会を開催する。

## 第6章 事務局

### 第16条（事務局機能の委託）

半田S&L会は、半田ゴルフリンクスを拠点として活動するため、下記事項を半田ゴルフリンクスに委託する。

- 1、会員の入会、退会、名簿作成業務
- 2、会費の徴収、督促、管理業務
- 3、会員のハンディキャップ管理業務
- 4、定例競技参加者の申し込み受付、組合わせの作成、会員への通知業務
- 5、定例競技の結果作成、表彰、ハンディキャップ管理業務
- 6、S&L会関係費用の出納業務及び会計監査への報告業務
- 7、S&L会役員会への出席及び総会の準備業務
- 8、目安箱関係業務（用紙、筆記具等の準備点検）
- 9、その他、競技細則に基づいて生ずる一切の業務及び会長の依頼する業務

## 第7章 競技会

### 第17条（競技の実施）

半田S&L会の競技の実施は別途定める『半田シニア&レディース会 競技細則』により行う。

### 第18条（競技参加の申し込み）

競技参加の申し込みは、3ヶ月前の同日より事務局宛に行う。

（組合せは原則1週間前に事務局より発信される。組み合わせ発信後のキャンセルには、キャンセル料が発生する。）

グループでの申し込みは、6月の総会プレー、12月の定例競技会を除き、2名までとする。ただし、組み合わせの都合により、グループをバラバラにすることがある。

### 第19条（料金）

半田ゴルフリンクスの通常料金に準ずるものとする。

### 第20条（競技参加費）

半田S&L会の競技参加費は1,000円/回とする。

## 第8章 エチケットリーダー

### 第21条（エチケットリーダーの目的）

半田S&L会はセルフプレーも可とするが、競技会でのルールの遵守、プレーの円滑な進行を目的として、セルフプレーの場合一組に1名エチケットリーダーを置く。

### 第22条（エチケットリーダーの資格）

原則としてハンディキャップ15以下で、年2回開催されるエチケットリーダー研修会の受講済み者とする。

### 第23条（プレー当日のエチケットリーダーの確認）

プレー当日、スタート前に各組内においてエチケットリーダーを確認し、競技を開始する。

## 第9章 目安箱

### 第24条（目安箱設置の目的）

会の更なる発展に資するため、目安箱を設置し、会員からの意見、提案等を直接受け付ける機会を設け、建設的なものについてはそれを会の運営に生かして行く事を目的とする。目安箱は半田ゴルフリンクス内の半田S&L会掲示板近くに設置する。

### 第25条（目安箱担当）

目安箱担当は、会長、副会長とする。

### 第26条（目安箱の運用）

目安箱は、原則として3ヶ月に一度目安箱担当が開け、投書内容を検討する。目安箱担当が必要と判断した場合は、半田S&L会役員会に諮問する。

## 第10章 レクリエーション補償保険への加入

### 第27条（レクリエーション補償保険）

会員のゴルフプレー中の安心安全確保のために、傷害危険補償特約セット普通傷害保険に加入する。

### 第28条（保険料の取り扱い）

SL会定例競技会の全ての参加者を対象とし、40円/人・回の保険料を競技参加費と同時に徴収するものとする。

第11章 会計年度

第29条（会計年度）

半田S&L会の会計年度は6月1日に始まり5月31日までとする。

第12章 附則

第30条（規約の改廃）

本規約の改廃は役員会で決議し、総会の承認を得るものとする。

## 改 廃 履 歴

- 1) 1996年6月現状の会則制定
- 2) 2016年6月総会において会則の明確化のため全面見直し
- 3) 2016年総会において、レクレーション保険の加入が承認されたため、第10章として会則に明記した。
- 4) 2023年6月総会において全面見直し